

論点として検討の結果、基本計画に盛り込むこととなったもの

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号11)

自治体に対して、被害直後の緊急貸付制度の創設を義務化してほしい。

【検討結果】

内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請する。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【厚生労働省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号22)

【生活保護】

生活保護を受けている犯罪被害者が、犯罪被害者給付金を受け取ると、その金額が収入と認定され生活保護を打ち切られる場合が予想され、多くの犯罪被害者は、生活保護の打ち切りが怖くて犯罪被害者給付金の申請をしない。

犯罪被害者の場合、自立更生のためとは限定しないで、犯罪被害者給付金の金額は、生活保護支給査定における収入認定から除外するようにしてほしい。

【検討結果】

厚生労働省において、犯罪被害者等給付金のうち、犯罪被害者である生活保護受給者にとって自立更生のための用途と考えられるものについて、地方自治体の意見を踏まえ検討を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

※要望ごとに作成してください。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号122)

被害者団体についても、応援傍聴や自助グループの活動を行っており、支援センターと同等の役割があるのだから、被害者団体に対しても民間支援団体と同じく経済的援助をしてほしい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号123)

当会のような、いかなる支援センターからも独立している純粋な被害者による自助グループに関しての財政的援助に関しては、何らの施策の援助も行われていない。犯罪被害者団体の窮状を考慮し、犯罪被害者等が真に必要としている活動における財政的援助を早急に実施してほしい。

イギリスでは、全国の民間支援団体に約30億円もの補助金が交付されており、その他、アメリカ、ドイツにおいても補助金の支給や寄付の免税措置が施されている。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号124)

交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の「犯罪被害者支援センター(仮称)」を設置してほしい。また、当会のような自助グループの活動に財政的支援が受けられる制度を整備してほしい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号125)

性犯罪被害を専門にしている民間団体が早期援助団体に指定されることが難しい場合も多いので、早期援助団体であるかどうかに関わらず、民間団体への経済的な援助をしてほしい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号126)

委託料や自治体からの助成金で十分に運営できる民間シェルターはない。全国的な傘団体に対しても、事務所の提供や運営費等について財政的援助をしてほしいし、DV被害者支援団体についても、早期支援団体と同様の援助及び財政的援助以外の援助等をしてほしい。

【検討結果】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【参考：関連する現行施策】

【備考】